

サポートニュース

第23・24号

平成18年3月20日

社会福祉法人 新潟県社会福祉協議会

新潟県地域福祉権利擁護センター

県内における地域福祉権利擁護事業の動向

新潟県地域福祉権利擁護センター所長 細矢 敏彦

国が「良質な福祉サービスを支える3事業の推進」を掲げ、そして重点事業として位置づけた「地域福祉権利擁護事業」も、今年で7年目を迎え、この事業の趣旨及び事業創設の背景が住民に理解され、利用増加に結びついてまいりました。

最近の事業実績から、3年ほど前から県に対して要望をしていた基幹的社協の増設について、県の主幹課のご努力で、18年度予算で旧3魚沼地域を担当していた魚沼市社協を分割して、新たに「十日町市社協」に基幹的社協の新設を認めてもらいました。今後は専門員の複数配置に向けて更に要望していく予定であります。

平成16年7月末に社会保障審議会介護保険部会が提出した「介護保険制度の見直しに関する意見」では、認知症高齢者の増加を踏まえ、虐待の防止や権利擁護のシステムを確立していくことの重要性が指摘されています。また、知的障害者や精神障害者等に対する施策の方向が、施設、病院等から地域生活への移行、在宅重視に向かう中、その権利擁護を推進するための体制整備が課題になっています。

今後益々増加する契約件数に対応するためには次の様な事項を充分認識して取り組んでいく必要があります。

これからの地域福祉権利擁護事業

本事業の実施状況を見ると、一定程度の事業の普及が図られてきているものの基幹的社協ごとの相談件数、契約件数に格差を生じています。そのための実績の著しくない地域においては、担当エリアの市町村や福祉事務所等の行政機関、民生委員、在宅介護支援センター、各種相談支援機関へのパンフレットの配布、これらの機関の会議等を利用した制度説明など、改めて制度周知の徹底を図らねばならないと考えております。

成年後見制度へ移行

最近、地域福祉権利擁護事業利用者で、判断能力が十分で無くなってきた方が出てきており、本事業よりも成年後見制度の利用の方が望ましい利用者が増加してきています。これらの利用者に対しては成年後見制度移行への見極めを早急に決定し、関係機関への

十分な説明と早期移行（成年後見制度市町村申し立て等）についての協力体制を依頼する必要があります。また、成年後見人が本事業に心身の状態、生活の状況に関する配慮を全面的に委ねてしまい、成年被後見人に対する配慮を軽視してしまう危険性があるのではと危惧されています。

専門員の資質の向上と生活支援員の現場技法の研修を

利用者の自己決定を尊重するためには、利用者本人の意志や意向を尊重するコミュニケーション技術や、対人援助技術を十分身につける必要があります。専門員、生活支援員は利用者の財産を含め、生活全般にわたる種々な相談に関わり、生活を支える重要な役割を担っています。ケースの中には虐待や権利侵害、いわゆる多問題家族等の深刻な課題を抱えた対応が必要な例も見られ、法律的な知識も含む幅広い知識が要求され、研修が不可欠です。なお、昨年他県の基幹的社協において、利用者からの預かり金の着服や紛失等の不適切な事例が散見されましたが、本事業は社会的信頼に基づき成立しうるもので本事業の根幹に重大な影響を及ぼすものであるので注意しなければなりません。

基幹的社協担当市町村社協一覧（十日町市社協が新たに設置になります）

（平成18年4月～）

基幹的社協名	担 当 市 町 村 社 協 名
新 発 田 市	新発田市、村上市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、阿賀町、関川村、荒川町、神林村、朝日村、山北町、粟島浦村
新 潟 市	新潟市
三 条 市	三条市、加茂市、見附市、燕市、五泉市、弥彦村、田上町
長 岡 市	長岡市、柏崎市、出雲崎町、刈羽村
魚 沼 市	魚沼市、小千谷市、南魚沼市、川口町、湯沢町
十 日 町 市	十日町市、津南町
上 越 市	上越市、糸魚川市、妙高市
佐 渡 市	佐渡市

全社協主催「第一回虐待防止実践研究セミナー」

毎年、全社協において、地域福祉権利擁護事業全国研究セミナーが開催され、生活支援員の方々にも多く参加いただいておりますが、今年度より「虐待防止セミナー」として



開催されることになりました。県センターでも出席しましたのでご報告したいと思います。

去る平成18年3月1日、「第一回虐待防止実践研究セミナー」(主催全社協)が開催され、児童(児童虐待の防止等に関する法律)、高齢者(高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律)、ドメスティックバイオレンス(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)など法制度の違いを越え、虐待に対する地域での連携や支援等について、基調講演と実践研究発表がありました。

基調講演

明治大学法科大学院教授・弁護士 平田 厚 氏

虐待防止法制の概要、虐待防止のポイント、課題等の説明と解説がありました。

高齢者虐待の特徴として、年金や財産を侵害する経済的虐待があり、侵害する人も違法性の意識や認識が低い。経済的虐待に対しては、成年後見制度による財産の保全のほか、地域福祉権利擁護事業が日常的に関わることで、虐待予防や年金等の保護が図られるとともに、必要な制度へ適切につなげることができるなど、地域福祉権利擁護事業の利用が有効です。

実践研究

児童虐待・女性への権利侵害防止への取り組み

こどもの虐待防止ネットワークあいち 専務理事 兼田 智彦 氏

女性の家HELP ディレクター 大津 恵子 氏

家庭内で起きていることは外からは見えにくいので、行政だけでは対応しきれないため、市民、地域が子どもを守るという視点が必要である。また、虐待を受けた者だけでなく、加害者もまた支援を必要としている者であり、加害者に対する支援と虐待に至った原因への取り組みが重要です。

障害者・高齢者への虐待防止の取り組み

横須賀市高齢者虐待防止センター 主査 角田 幸代 氏

大村市社会福祉協議会 事務局次長 山下 浩司 氏

虐待されている人を保護すれば全てが解決する訳ではなく、そこからが支援の始まりである。また、相談窓口や関係機関につなげて終わりではなく、関係者が協力し対応していかなければ問題解決には至らない。保護とともにその後の支援をどう進めていくかが大事です。

地域福祉権利擁護事業による支援が、虐待の防止と早期発見に大きな役割を果たしており、本事業に対する関係者の期待と信頼の高さを感じました。

日頃の支援活動において、利用者の様子(表情や言葉など)や生活状況等の観察が、生活支援や虐待等の早期発見に大変重要だと感じました。

障害者自立支援法（サービスの体系と支給決定の流れ）

前号でも、制度の概要をお伝えしましたが、今回は実際のサービス体系や利用手続き、利用者負担について掲載したいと思います。

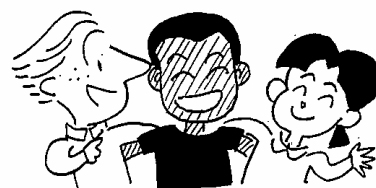
福祉サービスの体系はこう変わります。

サービスは、個々の障害のある人々の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」「訓練等の支援を受ける場合は「訓練給付」に位置づけられ、それぞれ、利用の際のプロセスが異なります。

福祉サービスに係る自立支援給付の体系

● 現行サービス ● → ● 新サービス ●



居宅サービス	ホームヘルプ	介護給付	居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	デイサービス		重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	ショートステイ		行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います
	グループホーム		重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います
施設サービス	重症心身障害児施設		児童デイサービス	障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います
	療護施設		短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、」夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	更生施設		療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
	授産施設		生活介護	常に介護が必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに創作的活動又は生産活動の機会を提供します
	福祉工場		障害者支援施設での夜間ケア等	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	通勤寮		共同生活介護	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	福祉ホーム		自立訓練	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います
	生活訓練施設		就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います
			就労継続支援	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
			共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います
		地域生活支援事業	移動支援	円滑に外出できるよう、移動を支援します
			地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です
			福祉ホーム	住居を必要としている人に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います

支給決定までのながれ

障害者の福祉サービスの必要性を総合的に判断するため、支給決定の各段階において、

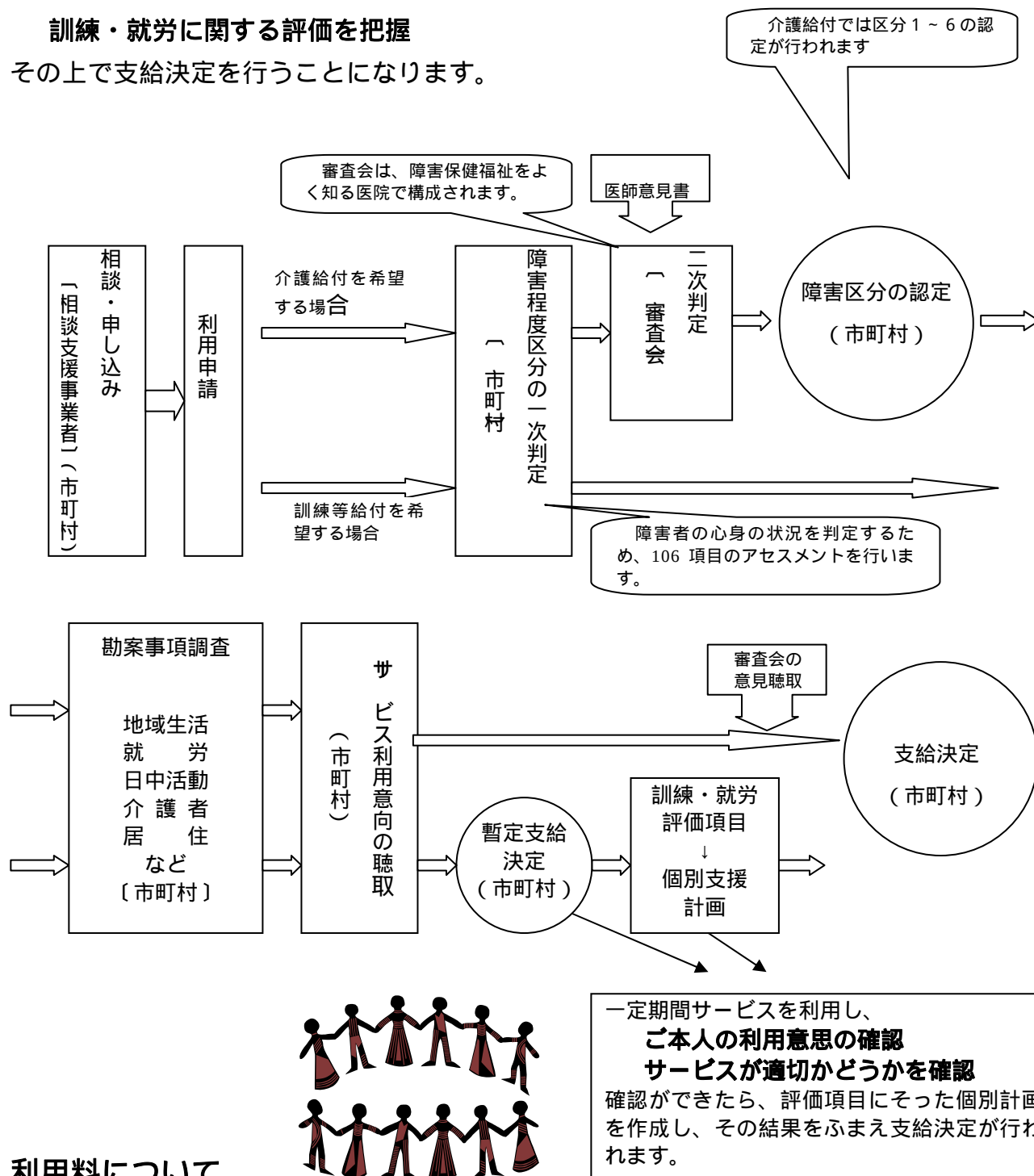
障害者の心身の状況

社会活動や介護者、居住等の状況

サービスの利用意向

訓練・就労に関する評価を把握

その上で支給決定を行うことになります。



利用料について

利用者には原則 1 割の負担が発生しますが、急激な負担増加にならないように経過措置や負担軽減が図られます。

(参考 厚生労働省 障害者自立支援法パンフレット)



地域包括支援センター

このたびの介護保険制度の見直しにおいては、「地域包括ケア」の考え方が基本方向として提起されました。この地域包括ケアという考え方は、高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるようにすることを目指すもので、その実現のためには、できる限り要介護にならないよう「介護予防サービス」を適切に確保するとともに、要介護状態になっても高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスが切れ目なく提供される、「包括的かつ継続的なサービス体制」を確立する必要があります。

新たに導入された「地域包括支援センター」は、こうした地域包括ケアを支える中核機関として、総合相談支援・権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメントといった機能を担うことが期待されています。

このうち、地域福祉権利擁護事業と関係のある「権利擁護業務」について、その基本的な視点や業務内容について概要を説明します。

■ 基本的な視点 ■

高齢者等が地域生活に困難を抱えた場合には、地域の住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できなかったり、適切なサービス等につながる方法が見つからなかったりして、問題を抱えたまま生活している場合があります。権利擁護業務は、このような困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行うものです。

■ 業務内容 ■

地域包括支援センターの職員は、支援を行う過程で、特に「権利擁護」の視点に基づいて係わることが重要です。その中で、社会福祉協議会が行う地域福祉権利擁護事業などの権利擁護を目的とするサービスや仕組みを有効活用するなど、ニーズに即した適切なサービスや機関につなぎ、適切な支援を提供することによって、本人の生活の維持を図っていくことになります。

さらにその過程で、特に権利擁護の観点からの支援が必要と判断した場合には、次のような諸制度を活用します。

- 1) 成年後見制度の活用：親族申立て支援や市町村長申立てへのつなぎ等を行う。
- 2) 老人福祉施設等への措置：必要と判断した場合、市町村に措置入所の実施を求める。
- 3) 虐待への対応：「高齢者虐待防止法」等に基づき、適切な対応をとる。
- 4) 困難事例への対応：地域包括支援センターの専門職種が連携し、対応を検討する。
- 5) 消費者被害の防止：消費生活センター等と情報交換を行い、関係者に情報提供する。

(引用資料 「地域包括支援センター業務マニュアル」厚生労働省老健局)

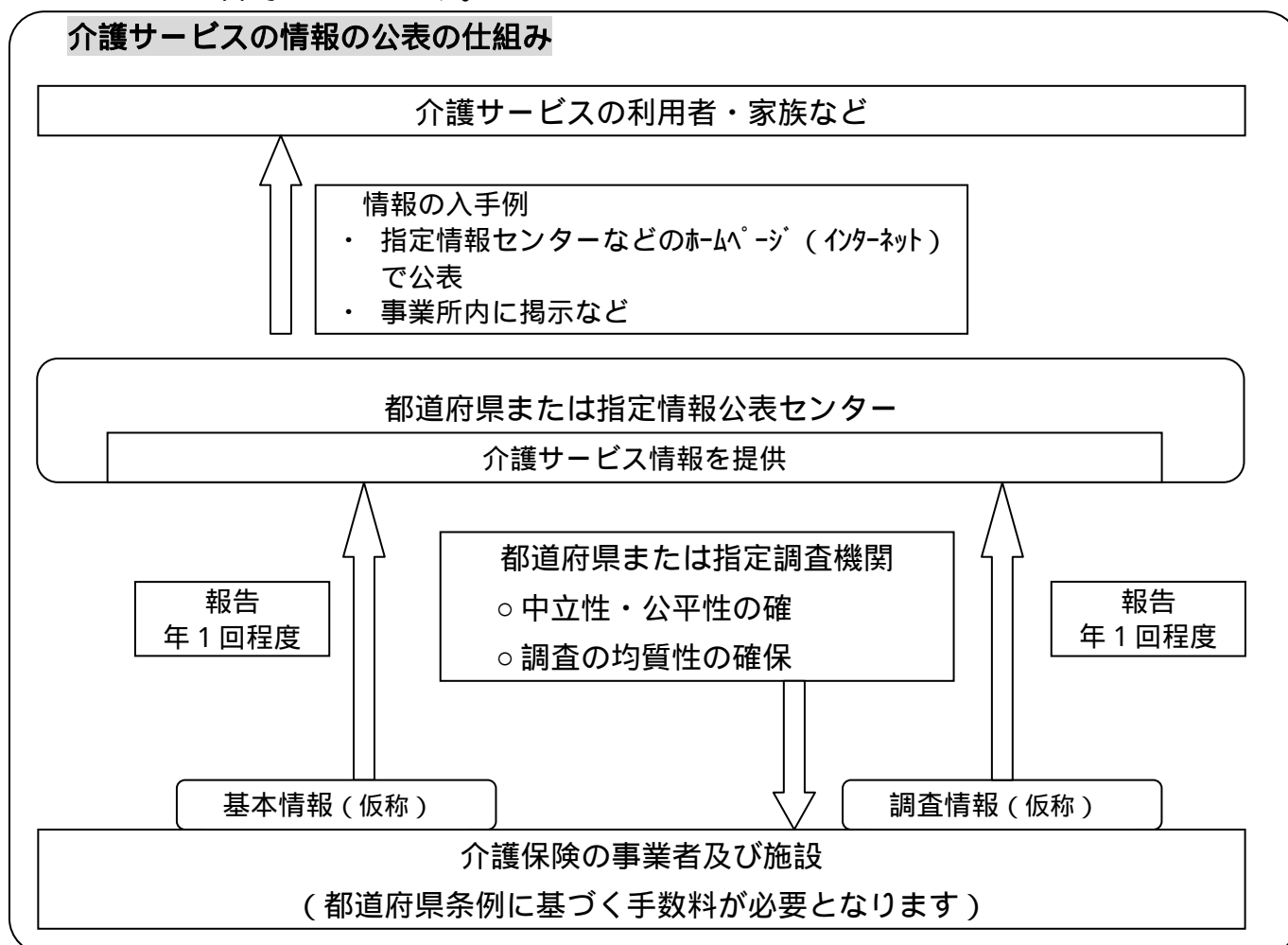
介護サービス情報の公表



介護保険のサービスは、様々な事業者によって提供されていますが、サービスを選択するには十分な環境が整っているとは言えない状況であると指摘され、そこで、介護保険の基本理念である「利用者本位」「高齢者の自立支援」「利用者による選択（自己決定）」を現実のサービスにおいて保障するための新しい仕組みとして「介護サービス情報の公表」制度が平成 18 年 4 月より施行されることになりました。

この制度は、介護サービス事業所が自らの責任において情報を公表し、利用者がその公表された情報を活用しながら、自らの責任において主体的に介護サービス事業所を選択できる環境を整備することにより、利用者の選択（自己決定）を適切に機能させることで、事業所におけるサービス改善の取り組みが促進され、サービス全体の質の確保と向上が図られることを目的としています。

介護サービスの情報の公表の仕組み



基本情報…職員体制、利用料金などの基本的な事実情報

調査情報…介護サービスの内容、事業所の運営状況等のとりくみ情報

平成 18 年から対象となるサービスは訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、通所介護、特定施設入居者介護（有料老人ホーム・軽費老人ホーム）、福祉用具貸与、居宅介護支援、介護老人福祉施設、介護老人保健施設の 9 つのサービスです。この他のサービスは調査研究や実施体制などの準備を経て、順次追加されていきます。

新潟県地域福祉権利擁護事業 市町村別利用状況

(平成11年10月1日～平成18年1月末日)

※利用者の住所(契約時)に基づき、基幹的社協の担当区域別に掲載しています。

(単位:人)

区分 社協名	相談 継続	実利 用者	解約	相談 終了	計
新発田市	7	15	7		29
村上市	1	1	1		3
阿賀野市		1		4	5
聖籠町					0
胎内市	1	3			4
阿賀町		1	5		6
関川村					0
荒川町		1	1		2
神林村	1	2		1	4
朝日村		1			1
山北町		1			1
粟島浦村					0
計	10	26	14	5	55
新潟市	6	51	49	33	139
計	6	51	49	33	139
三条市	6	15	9	9	39
加茂市	1	4	1		6
見附市		3	2	1	6
燕市	2	8	1	2	13
五泉市	1	3	5	1	10
村松町		2		1	3
弥彦村	1	5	2		8
分水町		1	1	1	3
吉田町	4	5	5	1	15
田上町			1		1
計	15	46	27	16	104

区分 社協名	相談 継続	実利 用者	解約	相談 終了	計
長岡市	5	46	23	29	103
柏崎市	2	14	6	6	28
栃尾市	3	4	3	2	12
与板町		1		1	2
和島村			1		1
出雲崎町		6	3	3	12
寺泊町		1	1	1	3
刈羽村					0
計	10	72	37	42	161
魚沼市	3	34	46	6	89
小千谷市	4	4	7	2	17
十日町市	5	13	13	8	39
南魚沼市		3	7	2	12
川口町		1	1		2
湯沢町		1	3	1	5
津南町		5	11		16
計	12	61	88	19	180
上越市	8	59	23	40	130
糸魚川市	1	7	2	4	14
妙高市	1	3	1	2	7
計	10	69	26	46	151
佐渡市	6	34	27	7	74
計	6	34	27	7	74
合計	69	359	268	168	864

相談継続…契約に向け専門員が対応している人数。

相談終了…契約に至らず、専門員による対応を終えた人数。

実利用者…契約を締結し、
実際利用している人数。

解約…契約締結後、解約した人数。



地域福祉権利擁護センターのFAX番号が変わります。

地域福祉権利擁護事業
生活支援員だより
サポートニュース

新潟県地域福祉権利擁護センター(新潟県社会福祉協議会内)

〒950-8575 新潟市上所2-2-2 新潟ユニゾンプラザ3階

電話: 025-281-5584

FAX: **025-285-0303**

E-mail: kenriyogo@fukushiniigata.or.jp

http://www.fukushiniigata.or.jp/group/support/